

仕 様 書

1. 件 名 放課後クラブ事業及び朝の見守り事業「プログラムコーディネート」業務委託
2. 目 的 本仕様書は、渋谷区教育委員会が実施する放課後クラブ事業に関し、クラブ運営受託事業者（5 事業者）が企画運営及び実施しているクラブ事業について、さらなる拡充及び平準化を図ることを目的とし、プログラム提供等の支援を委託するにあたり必要な事項及び、渋谷区教育委員会が実施する朝の見守り事業についてプログラム提供等の支援を委託するにあたり必要な事項を定めることとする。
*平準化とは全放課後クラブでの実施回数・内容に大きな差が出ないようにすること。
3. 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
4. 履行場所 渋谷区全放課後クラブ 渋谷区内全小学校
及び対象 A グループ 4 校
(受託事業者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社)
・ 神南小学校放課後クラブ ・ 臨川小学校放課後クラブ
(神南小学校内 神宮前 5-53-18) (臨川小学校内 広尾 1-9-17)
・ 広尾小学校放課後クラブ ・ 神宮前小学校放課後クラブ
(広尾小学校内 東 3-3-3) (神宮前小学校内 神宮前 4-20-12)
B グループ 4 校 (受託事業者：株式会社日本保育サービス)
・ 長谷戸小学校放課後クラブ ・ 猿楽小学校放課後クラブ
(長谷戸小学校内 恵比寿西 1-23-1) (猿楽小学校内 猿楽町 12-35)
・ 加計塚小学校放課後クラブ ・ 常磐松小学校放課後クラブ
(加計塚小学校内 恵比寿 4-21-10) (常磐松小学校内 東 1-7-10)
C グループ 2 校 (受託事業者：株式会社学研ココファン・ナーサリー)
・ 上原小学校放課後クラブ ・ 富谷小学校放課後クラブ
(上原小学校内 上原 3-13-20) (富谷小学校内 上原 1-46-4)
D グループ 4 校 (受託事業者：株式会社パソナフォスター)
・ 笹塚小学校放課後クラブ ・ 西原小学校放課後クラブ
(笹塚小学校内 笹塚 2-8-1) (西原小学校内 西原 2-22-1)
・ 中幡小学校放課後クラブ ・ 渋谷本町学園小学校放課後クラブ
(中幡小学校内 幡ヶ谷 3-49-1) (渋谷本町学園小学校内 本町 4-3-1)
E グループ 4 校 (受託事業者：株式会社明日葉)
・ 幡代小学校放課後クラブ ・ 千駄谷小学校放課後クラブ

(幡代小学校内 初台 1-32-12) (千駄谷小学校内 千駄ヶ谷 2-4-1)
・鳩森小学校放課後クラブ ・代々木山谷小学校放課後クラブ
(鳩森小学校内 千駄ヶ谷 5-9-1) (代々木山谷小学校内 代々木 3-47-1)

5. 業務内容
- ①放課後クラブ登録児童および保護者のニーズを踏まえ、クラブ事業及び朝キッズの朝プログラムを企画・実施する。
 - ②学習・スポーツ・体験活動を定期的かつ継続的に提供できるよう調整・提案を行う。
 - ③地域や企業などの協力者を確保し、事業の充実と継続性を図る。
 - ④全放課後クラブ及び朝キッズにおける事業・プログラムの調整および支援を行う。
6. 業務詳細
- (1) クラブ運営受託事業者へクラブ事業の支援
 - ①放課後クラブ事業業務委託基本仕様書「7 業務委託内容 (8) クラブ事業等の企画運営に関すること」(別紙 1 参照)におけるクラブ運営受託事業者へ必要な支援を行うこと。
 - ②各放課後クラブの規模や状況を考慮した上で、クラブ事業が平準化して実施出来るよう、支援を行うこと。
 - ③クラブ運営受託事業者と必要に応じて、打ち合わせを行うこと。
 - ④教育委員会から提案のあった事業(プログラム)について、各放課後クラブで実施できるように調整すること。
 - (2) 渋谷区地域学校総合コーディネーターとの連携

クラブ事業コーディネーターは、プログラムの企画・提案に際して、渋谷区地域学校総合コーディネーターとの連携など地域資源の活用も検討に含めること。

※渋谷区地域学校総合コーディネーターは、地域学校協働活動の総合的な調整等及び放課後クラブへの活動を支援する目的で教育委員会が委嘱しています。
 - (3) 継続プログラム(有料)の実施
 - ①全 18 クラブにて実施すること
 - ②区が示すガイドライン(別紙 2 参照)を遵守すること。
 - ③利用者ニーズに対応した企画・提案を行うこと。
 - ④クラブ運営受託事業者と連携を図り運用すること。また、幅広いプログラムメニュー実施のため、学校施設の利用に関して学校とも連携すること。
 - ⑤継続プログラム提供事業者の選定及び会計に関すること。
 - (4) 朝の見守り事業のプログラム提供事業者の支援
 - ①専門的な知識や技術を持つ講師や、特技を有している地域人材を活用することにより、通常の自由遊びでは得られない体験や学習を提供するプログラム提供事業者に対して必要な支援を行うこと。

②各小学校の規模や状況を考慮した上で、プログラムが平準化して実施出来るようプログラムを選定すること。

③プログラム提供事業者と必要に応じて、打ち合わせを行うこと。

④教育委員会から提案のあったプログラムについて、各小学校で実施できるように調整すること。

(5) 朝プログラムの実施

①全 18 クラブにて実施すること

②学校運営日の平日において、体育館または校舎内の指定された見守り場所以て、1 校 1 プログラム実施するよう努めるものとする。ただし、シルバー人材センター会員による遊びの提供が行われない日を対象とする。

③区が示すガイドライン（別紙 2 参照）を遵守すること。

④利用者ニーズに対応した企画・提案を行うこと。

⑤クラブ運営受託事業者及び朝の見守り事業実施事業者と連携を図り運用すること。また、幅広いプログラムメニュー実施のため、学校施設の利用に関して学校とも連携すること。

⑥朝プログラム提供事業者の選定及び会計に関すること。

(6) アンケート調査の実施

利用者へクラブ事業等に関するアンケートを実施し、実施業者へのフィードバック等により継続プログラム（有料）やクラブ事業及び朝プログラムに反映させること。

6. 関係書類の提出

業務実施報告書を毎月提出すること。

継続プログラム（有料）及び朝プログラムにおいては、開始前に実施計画書、実施月の翌月初めに実施報告書を提出すること。また、年度末に年間活動実施報告書を提出すること。

7. 業務実施における注意事項

（1）児童の安全確保及び法令等の遵守

本業務の実施に当たり、児童の安全確保を最優先とし、契約締結後から履行期間の終期（令和 10 年 3 月 31 日）までの間において、当該時点で施行されている関係法令、政省令、通知等を遵守するとともに、今後施行が予定されている学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。通称：子ども性暴力防止法）の制度の趣旨を十分に踏まえ、教育委員会及び放課後クラブ運営事業者と連携して適切に業務を遂行すること。

（2）業務の再委託の禁止

受託者は、受託した業務の大部分若しくは重要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、プログラムの提供のため、あらかじめ提出した実施計画に則り、大学・企業・NPO等から協力を得る場合を除く。

(3) 情報の取り扱い

区からの提供及びクラブ運営受託事業者・放課後クラブ等で知り得た情報は本業務以外に使用してはならない。

本契約終了後においても同様とする。

(4) 個人情報の保護・守秘義務

①受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

②この契約による業務（以下「本業務」という。）の全部、若しくは一部に従事している者、若しくは従事していた者は、本業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。これらは、本契約終了後においても同様とする。

③本業務を実施するにあたっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の保護及び管理に関する特記事項（甲を渋谷区教育委員会、乙を事業者と読み替える）」（別紙3参照）を遵守しなければならない。

④本業務を実施するにあたっての電子機器の取扱いについては、別記「渋谷区情報セキュリティポリシー遵守事項」（別紙4参照）を遵守しなければならない。

(5) 朝の見守り事業におけるアクシデント対応

受託者は朝プログラム提供時に事故が発生した際、別記「朝プログラム中のアクシデント発生時 緊急対応フロー」（別紙5参照）のとおり対応し、朝プログラム提供事業者に当該対応を周知すること。なお、本フローの適切性の判断および整備の一切の責任は委託者が有する。

(6) クラブ事業コーディネーターの変更

クラブ事業コーディネーターを変更する場合は、事前に教育委員会との協議のうえ、書面等を持って教育委員会に通知するものとする。

8. その他 この仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、監督員（請求課の担当者）と協議のうえ解決すること。

9. 請求課

教育委員会事務局 地域学校支援課 放課後クラブ推進係

電話 03-3463-3068